

令和6年8月28日招集

秩父市議会定例会議案

目 次

議案第46号	令和5年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1
議案第47号	令和5年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……	2
議案第48号	令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について…	3
議案第49号	令和5年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	4
議案第50号	令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	5
議案第51号	令和5年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	6
議案第52号	令和5年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	7
議案第53号	令和5年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	8
議案第54号	令和5年度秩父市立病院事業会計決算の認定について……………	9
議案第55号	令和5年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について……	10
議案第56号	秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例等の一部を改正する条例……………	11
議案第57号	秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例……………	32
議案第58号	秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	33
議案第59号	秩父市立病院使用料及び手数料条例及び秩父市大滝国民健康保険診療所 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例……………	34

議案第60号	令和6年度秩父市一般会計補正予算（第2回）……………	37
議案第61号	令和6年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）……………	44
議案第62号	令和6年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）……………	49
議案第63号	令和6年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第1回）……………	52
議案第64号	令和6年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）……………	55
議案第65号	令和6年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第1回）……………	58
議案第66号	令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）……………	61
議案第67号	令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）……………	62

議案第46号

令和5年度秩父市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度秩父市一般会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第47号

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度秩父市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第48号

令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
令和5年度秩父市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第49号

令和5年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和5年度秩父市介護保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第50号

令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
令和5年度秩父市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 5 1 号

令和 5 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 5 2 号

令和 5 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算の認定について
令和 5 年度秩父市公設地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について、地方自治法
(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員
の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 5 3 号

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 5 年度秩父市駐車場事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 5 4 号

令和 5 年度秩父市立病院事業会計決算の認定について

令和 5 年度秩父市立病院事業会計決算について、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第 5 5 号

令和 5 年度秩父市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

令和 5 年度秩父市下水道事業会計に係る利益を処分したいので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により議決を求めるとともに、令和 5 年度秩父市下水道事業会計決算について、同法第 3 0 条第 4 項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第56号

秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年秩父市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第7条第5項第5号中「第66条」を「第66条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第8条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第204条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第25条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第35条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第43条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第4号中「第27条第11項」を「第27条第10項」に改め、同項第7号中「に規

定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第25条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第48条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第49条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第52条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第52条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第60条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第60条の20の3中「、第33条の2第2項」を「第33条の2第2項」に、「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第60条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第60条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第60条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第60条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第63条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第66条第2項中「介護保険施設をいう。以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第71条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘

束等を行ってはならない。

- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第72条第1項中「及び次条」を削る。

第80条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第71条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第83条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第84条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第93条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第107条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第107条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第108条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第112条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第122条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第126条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定

する第2種協定指定医療機関（以下「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第128条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第129条中「及び第105条」を「、第105条及び第107条の2」に改める。

第131条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

11 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第150条において準用する第107条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取

組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第148条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。
 - (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第149条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第150条中「及び第100条」を「、第100条及び第107条の2」に改める。

第152条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第153条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第166条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第167条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第168条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第173条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第173条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第173条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第177条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第178条中「及び第60条の17第1項から第4項まで」を「、第60条の17第1項から第4項まで及び第107条の2」に改める。

第188条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第190条中「第154条」を「第107条の2、第154条」に改める。

第192条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第193条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第198条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第202条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第203条中「及び第107条」を「、第107条及び第107条の2」に改める。

第204条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年秩父市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第10条第2項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第45条第6項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に、「同条第7項」を「第45条第7項」に改める。

第11条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第12条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第92条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第33条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェ

ウェブサイトに掲載しなければならない。

第41条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第43条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第43条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

(10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第45条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第46条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。））、指定訪問介護事業者（介護保険法施行条例（平成24年埼玉県条例第66号。以下「県条例」という。）第6条に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（県条例第65条に規定する指定訪問看護事業者をいう。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1

項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第54条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第64条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第64条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第65条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第73条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第80条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第84条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第86条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第87条中「及び第62条」を「、第62条及び第64条の2」に改める。

第92条第1項中「（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

（秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平

成 26 年秩父市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所(以下「指定介護予防支援事業所」という。)」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

第 6 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第 3 項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第 4 項第 2 号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 35 条第 1 項において同じ。))に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第12条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「指定介護予防支援について」の次に「前条第1項の」を加える。

第14条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第4号中「規定」の次に「(第32条第33号の規定を除く。)」を加える。

第23条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第24条第3項中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改める。

第30条第2項第1号中「第32条第14号」を「第32条第16号」に改め、同項第2号イ中「第32条第7号」を「第32条第9号」に改め、同号ウ中「第32条第9号」を「第32条第11号」に改め、同号エ中「第32条第15号に規定する」を「第32条第17号の規定による」に改め、同号オ中「第32条第16号」を「第32条第18号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第32条第4号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第3号及び第4号において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第32条中第30号を第32号とし、第23号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第22号中「第24号」を「第26号」に改め、同号を同条第24

号とし、同条中第21号を第23号とし、第20号を第22号とし、同条第19号中「第3号」を「第5号」に、「第13号」を「第15号」に、「第14号」を「第16号」に改め、同号を同条第21号とし、同条第18号を同条第20号とし、同条第17号中「第14号」を「第16号」に改め、同号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「月」の次に「(ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間(以下この号において「期間」という。)について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第32条中第17号を第19号とし、第3号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第32条に次の1号を加える。

(33) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第34条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第35条第1項中「第32条第28号」を「第32条第30号」に改め、「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 秩父市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年秩父市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第32号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)」が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計

画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第31号を同条第33号とし、同条第30号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加え、同号を同条第32号とし、同条第18号から第29号までを2号ずつ繰り下げ、同条第17号中「第3号」を「第5号」に、「第12号」を「第14号」に、「第13号」を「第15号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第16号を同条第18号とし、同条第15号中「第13号」を「第15号」に改め、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。

ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第15条第15号を同条第17号とし、同条第14号中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第3号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第24条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第1号中「第15条第13号」を「第15条第15号」に改め、同項第2号イ中「第15条第7号」を「第15条第9号」に改め、同号ウ中「第15条第9号」を「第15条第11号」に改め、同号エ中「第15条第15号」を「第15条第17号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」

に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「第15条第28号」を「第15条第30号」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、第1条の規定による改正後の秩父市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第35条第3項(新地域密着型サービス基準条例第60条、第60条の20、第60条の20の3、第60条の38、第81条、第109条、第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第2条の規定による改正後の秩父市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第33条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第4条の規定による改正後の秩父市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。)第23条第3項(新指定介護予防支援等基準条例第34条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」と、第5条の規定による改正後の秩父市指定居宅介護支援等の事業の人

員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定居宅介護支援等基準条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第93条第7号及び第198条第7号、新地域密着型介護予防サービス基準条例第54条第3項の規定については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第107条の2（新地域密着型サービス基準条例第129条、第150条、第178条、第190条及び第203条において準用する場合を含む。）、新地域密着型介護予防サービス基準条例第64条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第87条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第173条第1項（新地域密着型サービス基準条例第190条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

令和6年8月28日提出

秩父市長 北堀 篤

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準のほか、関係条例について所要の改正を行いたいため。

議案第57号

秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秩父市地域包括支援センターによる包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成26年秩父市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「員数」の次に「（介護保険運営協議会（秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）第10条第1項に規定する介護保険運営協議会をいう。以下「協議会」という。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第2項各号列記以外の部分中「前項」を「第1項」に改め、同項第1号中「前項」を「第1項」に、「介護保険運営協議会（秩父市介護保険条例（平成17年秩父市条例第177号）第10条第1項に規定する介護保険運営協議会をいう。以下「協議会」という。）」を「協議会」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

厚生労働省令の一部改正に伴い、地域包括支援センターにおける職員の配置基準を柔軟化することについて所要の改正を行いたいため。

議案第58号

秩父市国民健康保険条例の一部を改正する条例

秩父市国民健康保険条例（平成17年秩父市条例第173号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正に伴い、罰則規定について所要の改正を行いたいため。

議案第59号

秩父市立病院使用料及び手数料条例及び秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

(秩父市立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第1条 秩父市立病院使用料及び手数料条例(平成17年秩父市条例第255号)

の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1, 100円」を「2, 200円」に改め、同条第2号中「身体障害者手帳」を「障害者手帳」に改め、同条第3号中「2, 200円」を「3, 300円」に改め、同条第4号中「死亡診断書等」を「診断書等」に改め、「3, 300円」の次に「(ただし、保険会社等の様式で治療経過等の記載があり、2頁以上にわたる診断書等は、1通につき5, 500円とする。)」を加え、同条第5号中「5, 500円」を「6, 600円」に、「2, 200円」を「3, 300円」に改め、同条第6号中「1, 100円」を「2, 200円」に改める。

別表第2号BCGの項中「7, 130円」を「8, 860円」に、同号肺炎球菌ワクチンの項中「8, 140円」を「8, 210円」に、同号インフルエンザの項中「4, 270円」を「4, 850円」に改め、同項の次に次のように加える。

五種混合	19, 530円
------	----------

別表第2号破傷風の項中「3, 560円」を「4, 540円」に、同号ツベルクリンの項中「3, 560円」を「6, 210円」に、同号子宮頸がんワクチンの項中「子宮頸がんワクチン」を「子宮頸がんワクチン二価」に改め、同項の次に次のように加える。

子宮頸がんワクチン四価	17, 310円
子宮頸がんワクチン九価	26, 020円

別表第2号ロタウイルスワクチン(3回接種用)の項の次に次のように加える。

狂犬病ウイルスワクチン	14, 800円
組換えRSウイルスワクチン	25, 470円
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	21, 620円
秩父市定期予防接種及び秩父市以外の市町村定期	委託契約の額

予防接種による予防接種料	
--------------	--

別表第4号中「CD-R」を「光ディスク」に改める。

(秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部改正)

第2条 秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成17年秩父市条例第176号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「1, 100円」を「2, 200円」に改め、同条第2号中「身体障害者手帳」を「障害者手帳」に改め、同条第3号中「2, 200円」を「3, 300円」に改め、同条第4号中「死亡診断書等」を「診断書等」に改め、「3, 300円」の次に「（ただし、保険会社等の様式で治療経過等の記載があり、2頁以上にわたる診断書等は、1通につき5, 500円とする。）」を加え、同条第5号中「5, 500円」を「6, 600円」に、「2, 200円」を「3, 300円」に改め、同条第6号中「1, 100円」を「2, 200円」に改める。

第5条を次のように改める。

(減免)

第5条 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者又は市長が必要と認めた者については、使用料及び手数料を減免することができる。

2 前項に規定する減免を受けようとする者は、その理由を記載した文書で市長に申請しなければならない。

別表第1号BCGの項中「7, 130円」を「8, 860円」に、同号肺炎球菌ワクチンの項中「8, 140円」を「8, 210円」に、同号小児肺炎球菌ワクチンの項中「12, 200円」を「12, 220円」に、同号インフルエンザの項中「4, 270円」を「4, 850円」に改め、同項の次に次のように加える。

五種混合	19, 530円
------	----------

別表第1号破傷風の項中「3, 560円」を「4, 540円」に、同号ツベルクリンの項中「3, 560円」を「6, 210円」に、同号子宮頸がんワクチンの項中「子宮頸がんワクチン」を「子宮頸がんワクチン二価」に改め、同項の次に次のように加える。

子宮頸がんワクチン四価	17, 310円
子宮頸がんワクチン九価	26, 020円

別表第1号ロタウイルスワクチン（3回接種用）の項の次に次のように加える。

狂犬病ウイルスワクチン	14,800円
組換えRSウイルスワクチン	25,470円
乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	21,620円
秩父市定期予防接種及び秩父市以外の市町村定期予防接種による予防接種料	委託契約の額

別表中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同表第2号中「CD-R」を「光ディスク」に改め、同号の次に次の1号を加える。

3 セカンドオピニオン面談料	最初の30分まで 11,000円（30分を超えるごとに5,500円を加算する。）
----------------	--

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の秩父市立病院使用料及び手数料条例の規定及び第2条の規定による改正後の秩父市大滝国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の規定は、それぞれ、この条例の施行の日以後の使用、診断等に係る使用料及び手数料について適用し、同日前の使用、診断等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

提案理由

秩父市立病院及び秩父市大滝国民健康保険診療所の新たな予防接種料を定めるほか、所要の改正をしたいため。

議案第60号

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第2回）

令和6年度秩父市一般会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,242,319千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		6,950,000	246,366	7,196,366
	1 地方交付税	6,950,000	246,366	7,196,366
13 分担金及び負担金		191,491	5,360	186,131
	1 負 担 金	191,491	5,360	186,131
15 国庫支出金		4,451,748	79,263	4,531,011
	1 国庫負担金	3,231,861	311	3,232,172
	2 国庫補助金	1,208,317	78,952	1,287,269
16 県支出金		1,800,742	53,332	1,854,074
	1 県負担金	1,197,051	155	1,197,206
	2 県補助金	497,522	53,177	550,699
19 繰入金		3,009,270	46,332	3,055,602
	1 繰入金	3,009,270	46,332	3,055,602
20 繰越金		935,022	1,084,955	2,019,977
	1 繰越金	935,022	1,084,955	2,019,977
21 諸収入		515,432	6,357	521,789
	4 受託事業収入	78,690	5,157	83,847
	5 雑 入	333,010	1,200	334,210
22 市 債		1,390,900	17,303	1,408,203
	1 市 債	1,390,900	17,303	1,408,203
歳 入 合 計		30,713,771	1,528,548	32,242,319

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,267,719	6,685	4,261,034
	1 総務管理費	3,731,265	10,477	3,720,788
	2 徴 税 費	323,260	2,868	326,128
	3 戸籍住民基本台帳 費	161,041	924	161,965
3 民生費		11,772,056	57,470	11,829,526
	1 社会福祉費	6,044,426	17,454	6,061,880
	2 児童福祉費	4,553,894	37,816	4,591,710
	3 生活保護費	1,159,089	2,200	1,161,289
4 衛生費		3,752,035	27,533	3,779,568
	1 保健衛生費	1,197,512	7,510	1,205,022
	2 病院事業費	450,553	125	450,678
	4 上水道費	1,343,635	18,121	1,361,756
	5 聖地公園費	136,855	1,777	138,632
6 農林水産業費		765,757	57,021	822,778
	1 農 業 費	355,564	57,021	412,585
7 商工費		771,770	18,174	789,944
	1 商工費	771,770	18,174	789,944
8 土木費		2,391,930	164,000	2,555,930
	4 都市計画費	1,021,397	164,000	1,185,397
9 消防費		1,167,481	1,300	1,168,781
	1 消 防 費	1,167,481	1,300	1,168,781
10 教育費		2,792,216	19,463	2,811,679
	4 幼稚園費	30,010	16,877	46,887
	5 社会教育費	462,102	2,586	464,688
12 公債費		2,324,924	10,757	2,314,167
	1 公債費	2,324,924	10,757	2,314,167
13 諸支出金		326,831	1,194,023	1,520,854
	1 基金費	326,831	1,194,023	1,520,854
14 予備費		77,921	7,006	84,927
	1 予備費	77,921	7,006	84,927
歳 出	合 計	30,713,771	1,528,548	32,242,319

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
秩父宮記念市民会館運営支援業務委託料	令和7年度
太陽光発電設備借上料(本庁舎・市民会館)	令和7年度から 令和16年度まで
芝桜対策事業委託料	令和7年度から 令和9年度まで
芝桜の丘料金徴収業務委託料	令和7年度から 令和9年度まで
教師用指導書等購入費	令和7年度

(単位：千円)

限 度 額
17,405
93,007
400,000
57,000
33,000

第 3 表 地方債補正

(追加及び変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
10 臨時財政対策債	100,000	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)
11 公園整備事業費	0		

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	63,303	補正前に同じ。		
	54,000			

議案第 6 1 号

令和 6 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 6 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 66,115 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,631,224 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,392 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 121,909 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		30,769	66,115	96,884
	1 繰越金	30,769	66,115	96,884
歳入	合計	6,565,109	66,115	6,631,224

2 歳 出(事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業 費納付金		1,620,668	4,137	1,624,805
	1 医療給付費分	1,076,472	4,924	1,081,396
	2 後期高齢者支援金 等分	408,453	3,443	411,896
	3 介護納付金分	135,743	4,230	131,513
6 諸支出金		23,884	8,581	32,465
	2 繰 出 金	15,384	8,581	23,965
7 予 備 費		6,000	53,397	59,397
	1 予 備 費	6,000	53,397	59,397
歳 出 合 計		6,565,109	66,115	6,631,224

3 歳 入(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰越金		15,000	2,392	17,392
	1 繰越金	15,000	2,392	17,392
歳入	合計	119,517	2,392	121,909

4 歳 出(診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		83,482	539	84,021
	1 施設管理費	83,362	539	83,901
4 予備費		3,000	1,853	4,853
	1 予備費	3,000	1,853	4,853
歳 出 合 計		119,517	2,392	121,909

議案第 6 2 号

令和 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）

令和 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 359 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 999,840 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		100	359	459
	1 繰越金	100	359	459
歳入	合計	999,481	359	999,840

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		101	359	460
	1 予備費	101	359	460
歳出	合計	999,481	359	999,840

議案第 6 3 号

令和 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）

令和 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 270,348 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,119,276 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国庫支出金		1,590,916	957	1,591,873
	2 国庫補助金	471,821	957	472,778
3 支払基金交付金		1,774,193	9,278	1,783,471
	1 支払基金交付金	1,774,193	9,278	1,783,471
4 県支出金		977,260	479	977,739
	2 県補助金	38,587	479	39,066
6 繰入金		1,266,047	479	1,266,526
	1 一般会計繰入金	1,096,047	479	1,096,526
7 繰越金		1	259,155	259,156
	1 繰越金	1	259,155	259,156
歳入合計		6,848,928	270,348	7,119,276

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		288,821	3,828	292,649
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	232,737	3,828	236,565
4 基金積立金		11	94,171	94,182
	1 基金積立金	11	94,171	94,182
5 諸支出金		3,003	173,230	176,233
	1 償還金及還付加算金	3,002	135,479	138,481
	2 繰出金	1	37,751	37,752
6 予備費		12,323	881	11,442
	1 予備費	12,323	881	11,442
歳 出 合 計		6,848,928	270,348	7,119,276

議案第64号

令和6年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）

令和6年度秩父市公設地方卸売市場特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,259千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		16,000	2,259	18,259
	1 繰越金	16,000	2,259	18,259
歳入	合計	26,680	2,259	28,939

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		13,403	2,259	15,662
	1 予 備 費	13,403	2,259	15,662
歳 出	合 計	26,680	2,259	28,939

議案第 6 5 号

令和 6 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）

令和 6 年度秩父市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 37,881 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 170,103 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 2 8 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		50,000	37,881	87,881
	1 繰越金	50,000	37,881	87,881
歳入	合計	132,222	37,881	170,103

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 予 備 費		71,684	37,881	109,565
	1 予 備 費	71,684	37,881	109,565
歳 出	合 計	132,222	37,881	170,103

議案第66号

令和6年度秩父市立病院事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和6年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
			収 入
第1款 病院事業収益	3,129,703 千円	267 千円	3,129,970 千円
第2項 医業外収益	260,135 千円	267 千円	260,402 千円
			支 出
第1款 病院事業費用	3,333,445 千円	△302 千円	3,333,143 千円
第1項 医業費用	3,285,169 千円	△68 千円	3,285,101 千円
第2項 医業外費用	48,023 千円	△234 千円	47,789 千円

第3条 予算第10条を第11条とし、第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
公営企業会計システム 更新業務委託料	令和7年度	4,000

令和6年8月28日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤

議案第67号

令和6年度秩父市下水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 令和6年度秩父市下水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度秩父市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた（2）農業集落排水事業 ハ 主要な建設改良事業に「処理場改築事業 7, 300千円」を加える。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 公共下水道事業収益	1,121,987千円	2,526千円	1,124,513千円
第2項 営業外収益	560,344千円	2,526千円	562,870千円
第2款 農業集落排水事業収益	190,691千円	△1,023千円	189,668千円
第2項 営業外収益	163,743千円	△1,023千円	162,720千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業収益	203,586千円	△16,822千円	186,764千円
第2項 営業外収益	170,049千円	△16,322千円	153,727千円
第3項 特別利益	501千円	△500千円	1千円
支 出			
第1款 公共下水道事業費用	1,079,142千円	2,015千円	1,081,157千円
第1項 営業費用	1,028,353千円	2,662千円	1,031,015千円
第2項 営業外費用	50,189千円	△647千円	49,542千円
第2款 農業集落排水事業費用	188,498千円	△1,027千円	187,471千円
第1項 営業費用	175,898千円	△1,027千円	174,871千円
第3款 戸別合併処理浄化槽事業費用	196,467千円	△25,162千円	171,305千円
第1項 営業費用	181,156千円	△26,097千円	155,059千円
第2項 営業外費用	9,002千円	△586千円	8,416千円
第3項 特別損失	1,309千円	1,521千円	2,830千円

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 407, 785千円」を「不足する額 402, 331千円」に、「引継金 70, 521千円、当年度分損益勘定留保資金 277, 165千円、減債積立金 53, 529千円」を「引継金 84, 547千円、当年度分損益勘定留保資金 249, 607千円、減債積立金 61, 607千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第 2 款 農業集落排水事業資本的収入	438 千円	7,300 千円	7,738 千円
第 2 項 企 業 債	0 千円	7,300 千円	7,300 千円
支 出			
第 1 款 公共下水道事業資本的支出	839,567 千円	△5,454 千円	834,113 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	386,679 千円	△5,454 千円	381,225 千円
第 2 款 農業集落排水事業資本的支出	62,400 千円	7,300 千円	69,700 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	10,826 千円	7,300 千円	18,126 千円
第 5 条 予算第 4 条の 2 中「6, 205 千円」を「6, 007 千円」に、「14, 624 千円」を「12, 450 千円」に改める。			

第 6 条 予算第 5 条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に次の項目を追加する。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 7,300	普通貸借 又は 証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れに利率の 見直しを行 うこととし、 直後におい て当該利率 は、その後	は、はる より、都 府の及 政の縮 財期間 期短縮 若し 償還 は、利 で

第 7 条 予算第 10 条を第 11 条とし、第 5 条から第 9 条までを 1 条ずつ繰り
下げ、第 4 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のと
おりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計システム 更新業務委託料	令和 7 年度	千円 4,000

令和 6 年 8 月 28 日提出

秩 父 市 長 北 堀 篤